

埼玉県公共建設工事過積載防止対策実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、埼玉県が建設工事発注者として県公共建設工事現場から過積載のダンプカー等を排除し、土砂等の輸送に関する秩序を確立し、もって道路交通の安全に寄与するため、建設工事受注者（以下「工事受注者」という。）に対して行う適正かつ公平な指導及び措置に関し必要な事項を定める。

（推進方法）

第2条 県は、この要綱を実施するに当たっては、埼玉県過積載防止対策推進会議（以下「会議」という。）が行う過積載防止対策の一環として、関係機関・団体との緊密な連携のもとに、統一的かつ一体的な運用を図るものとする。

（工事受注者の責任）

第3条 工事受注者は、工事現場に係わる過積載防止のための必要な管理を行うとともに、下請業者等が過積載を行わないように周知徹底するものとする。

（発注機関の指導）

第4条 工事発注機関の長（以下「課所長」という。）は、所管する建設工事に係る過積載を防止するため、別に定める要領に基づき工事受注者の指導、啓発に努めるものとする。

（課所長の措置）

第5条 課所長は、当該建設工事に関して過積載が行われていると認めたときはそのつど当該工事受注者に対し、改善の指導等の必要な措置を行うものとする。

（表彰）

第6条 課所長は、工事受注者が過積載防止に関して優れた対策を講じるなど、他の模範と認めたときは、様式第1号により県過積載防止対策推進会議会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を受けたときは会議に諮り、県交通安全対策協議会会長が行う

表彰の候補者として、交通安全対策協議会へ推薦するものとする。

(定めのない事項等)

第7条 この要綱に定めのない事項、又はこの要綱に関し疑義が生じたときは、会議で協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成6年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(過積載防止対策実施要綱第 6 条第 1 項関係)

様式第 1 号

過積載防止対策優良請負者推薦書			
県過積載防止対策推進会議会長 様		第	号
		年 月 日	
		部 (局)	
		課 (所) 長	
埼玉県公共建設工事過積載防止対策実施要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり過積載防止対策優良請負者の報告をします。			
1 請負者の住所・社名・代表者名			
2 請負工事名			
3 他の模範と認められる理由			
4 その他 (参考事項)			